健康福祉・医療委員会資料 令和 5 年 1 2 月 1 5 日 健 康 福 祉 局

市第51号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正

1 趣旨

国民健康保険法施行令(以下「政令」という。)の改正に伴い、出産する被保険者に係る国 民健康保険料の免除措置(以下「産前産後保険料軽減」という。)が導入されました。

産前産後保険料軽減の導入に伴い、横浜市国民健康保険条例(以下「条例」という。)の一部を改正します。

2 産前産後保険料軽減の概要

- ①出産する被保険者に係る国民健康保険料の所得割額及び均等割額を公費により免除。
- ②免除対象となる期間は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの<u>4か月分</u> (多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの<u>6か月分</u>)

【産前産後保険料軽減イメージ図】

(例) 令和6年7月出産の場合の保険料免除対象月

	4月分	5月分	6月分	(出産予定月) 7月分	8月分	9月分	10月分
単胎妊娠			免除対象月				
多胎妊娠				JUNE 271			

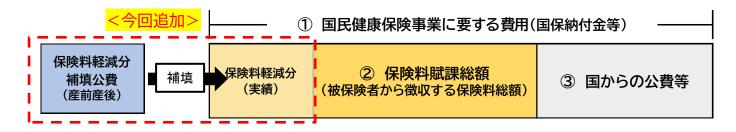
※軽減された保険料額は、全額公費にて補填されます。

3 改正の概要

(1) 産前産後保険料軽減分を補填する公費を追加

(第13条、第16条の2、第16条の7、付則第3項及び付則第10項)

「保険料軽減分補填公費」に、今回の政令改正において、国等から補填される産前産後保 険料軽減分が追加されることに伴い、必要な文言を条例に規定します。



(2) 減額する額の告示を行わないことを定める規定を追加(第19条の2)

産前産後保険料軽減は、被保険者の所得状況等によって減額する額が変わることから、一 律に減額する額を規定することができないため、減額する額の告示を行わない旨、規定しま す。

4 施行予定日

令和6年1月1日(政令改正による産前産後保険料軽減の導入と同日)